

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 期間

令和元年8月19日（月）から9月11日（水）まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第6条の規定による受講願に履歴書を添え、7月29日（月）まで（必着）に所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講人数

10人程度（受講希望者が予定人員を超過した場合は選考により受講者を決定する）

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第2項各号の規定に該当しない者。

7 受講経費

テキスト等教材費20,000円程度

8 問合せ先

| | |
|------------------|--------------|
| 新潟県農林水産部畜産課 | 025-280-5308 |
| 新潟県中央家畜保健衛生所 | 0256-88-3141 |
| 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所 | 0259-63-2676 |
| 新潟県下越家畜保健衛生所 | 0254-22-3067 |
| 新潟県中越家畜保健衛生所 | 025-794-2121 |
| 新潟県上越家畜保健衛生所 | 025-526-9441 |